

件名	職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例	
主管課	人事課	
根拠法令等	○人事院規則九—三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則〔令和6年2月15日人事院規則9—30—108〕ほか	
	<p>(1) 子ども療育センター等に勤務する職員の特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患を有する児童に係る業務を支給対象（420円/日）とする。 <p>(2) 夜間看護手当（3,550円/回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月9回以上夜勤に従事した場合に手当額を100/100加算する。 <p>(3) 災害応急作業等手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の規定改正にあわせて、手当額を引き上げ。 （上限1,080円＋危険区域加算100/100等） ・国の規定にあわせて、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との連絡調整の作業を支給対象とする。（深夜加算あり） ・職員の勤務地要件（地方局等で人事委員会が定めるもの）を廃止。 ・県管理の土木施設（河川・道路・港湾施設）での作業に限らず、国・市町村管理の土木施設で行う作業についても手当対象とする。 	
施行日	(1)	公布の日（適用日：令和6年11月25日）
	(2)・(3)	令和7年4月1日
【その他参考事項】		